

令和8年度
から

子ども・子育て支援金制度が始まります



「子ども・子育て支援金制度」って何？

全世代や企業の皆さまから**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。支援金は児童手当の拡充、妊婦のための支援給付などさまざまな施策に充てられます。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分から医療保険料とあわせて**拠出いただきますが、実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。

そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆さまから拠出いただく**こととしています。



支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なります**が、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額450円(令和8年度は250円)

と試算しています。

支援金額(試算)について詳しくはこども家庭庁HPへ▶



子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときはこちらをご覧ください▶

こども家庭庁HP▶「子ども・子育て支援金」概要説明



【問い合わせ】医療年金課

◎国民健康保険☎内線1724～1727

◎後期高齢者医療保険☎内線1721、1722

令和8年
4月1日
から

自転車に対するルールが変わります！

自転車の交通違反に「交通反則通告制度(青切符)」が適用されます



令和8年4月1日から、「ながらスマホ」などの自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)が適用されます。

対象となる年齢：16歳以上

道路交通法では、自転車は軽車両に位置付けられており、「車の仲間」です。道路を通行するときは、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組み、自転車の安全な利用を心がけましょう。

【主な自転車の交通違反と反則金の例】

- ◆ながらスマホ《携帯電話使用等(保持)》
.....12,000円
- ◆車両での右側通行《通行区分違反》
..... 6,000円
- ◆指定場所一時不停止等
..... 5,000円

子ども用
キックスケーター
は**遊具**です！

～ 保護者の皆さんへ～

道路は車や自転車がいつ通るかわからない危険な場所です。キックスケーターやスケートボードなどの遊具を使用する場合は、許可されている公園などで、マナーを守って使用させてください。



【問い合わせ】地域安全課☎内線1643

※詳細は市ホームページをご覧ください▶

